

認定の種類と要件

一般型1級

過去5年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。
一般型2級に認定されていること。



一般型2級

過去3年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。



認定のメリット

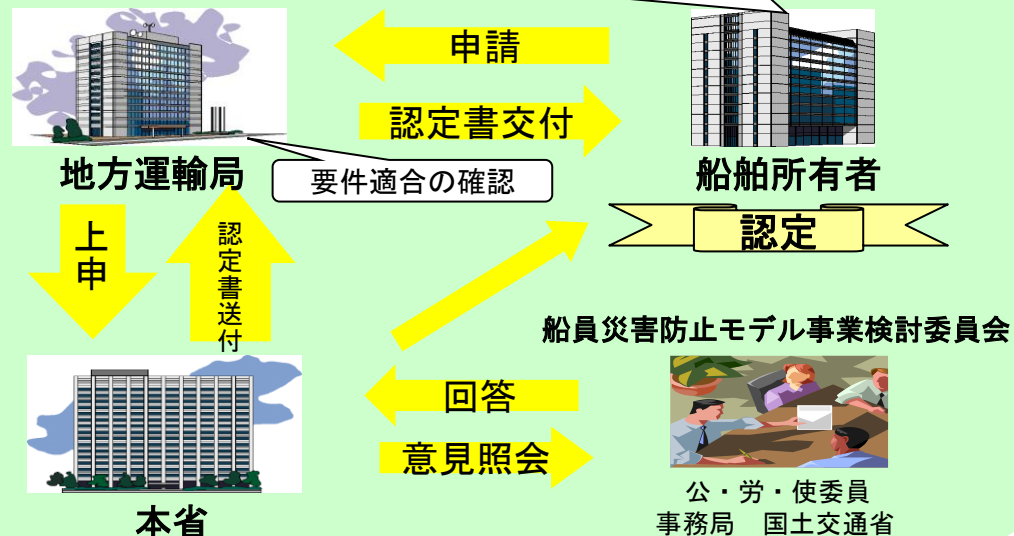
- ・ 認定証の交付
- ・ 国交省ホームページや専門紙等に公表
- ・ 認定ロゴマークの交付。
- ・ 船員職業安定業務窓口等に提出する求人票に船員労働災害防止優良事業者である旨の記載

認定スキーム

募集期間

毎年5月1日～6月30日

チェックリストによる点検を義務づけ



認定事業者（平成22年8月現在）

業種	平成22年度新規認定事業者		総認定事業者	
	1級	2級	1級	2級
外航	1	0	2	0
内航	5	12	23	36
旅客船	4	3	16	12
漁船	0	0	0	1
その他	6	6	11	24
合計	16	21	52	73

注：「総認定事業者」には「平成22年度新規認定事業者」を含む。